

これまでの経緯

清須市内の鉄道駅周辺には多くの自転車等が集中し、駐車空間の不足や利用マナーの欠如などから無秩序な放置が生じ、歩行者の環境と公共空間の安全性や機能の低下、都市景観の悪化など様々な問題を引き起こしていた。

●平成24年度「清須市自転車等駐車場対策検討会」を設置

他の自治体の事例…自転車等駐車場の整備と有料化により、受益者負担による非利用者との不公平感の解消、照明や防犯カメラの充実などによる防犯性の向上、近距離利用者の抑制などの事例あり。

⇒清須市においても自転車等駐車場の整備と有料化について検討

●平成25年度「清須市自転車等駐車対策協議会」を設置

自転車等に関する駐車実態調査、利用者対象アンケート調査、市民意識調査を実施。その結果をもとに具体的な方策について検討を行い、「清須市自転車等駐車対策基本方針」を策定

自転車等駐車対策基本方針

<基本方針の考え方>

市営の無料自転車等駐車場は、徒歩圏内からの利用者が多くを占めている状況で、収容台数不足や利用率の偏りによる安全性や防犯面の問題など様々な課題を抱えている。

そこで、安全性・快適性を高めるため、有料自転車等駐車場の整備を実施し、近距離利用者の抑制などの適正な需要コントロールを行うとともに、必要な自転車等駐車場の収容台数を確保する。

市営自転車等駐車場を有料化することで、適切な受益者負担、民間事業者の有効活用、財政の健全化、周辺自治体とのバランスなどが図られ、料金収入を利用者ニーズの高い設備投資などに充て、安全で快適な自転車等駐車場を整備していく。

しかし、有料化に伴い、放置自転車等が増える可能性があるため、放置自転車等対策はより強化して、放置させない環境を構築していく。

<総合的方針>

- 1 原則的に市内の自転車等駐車場を有料化するが、優先対象を自転車駐車需要が1,000台以上の名鉄新清洲駅・JR枇杷島駅・JR清洲駅に絞り、手順にそって順次有料制への移行を図る。
- 2 その他の駅については、当面無料制を存続する。
- 3 有料化と放置禁止区域の設定は一体で考える。
- 4 放置禁止区域の基準は他自治体の状況から300mを目安に検討する。
- 5 有料制の料金については、駐車施設のサービス水準に応じた適正な料金を設定する。

新清洲駅自転車等駐車場の整備及び供用開始後の状況

1 新清洲駅の南自転車等駐車場及び北・北第2自転車駐車場の整備

自転車等駐車対策基本方針に基づき、自転車駐車需要が1,000台以上の駅のうち、まず名鉄新清洲駅の南側と北側に有料自転車等駐車場を整備し、平成28年3月1日から供用開始し、駅周辺300mを自転車等放置禁止区域（位置図のオレンジ色の部分）に指定した。

また、北自転車駐車場の予約待ちが一定期間過ぎても改善されなかったため、平成28年9月21日から北第2自転車駐車場を供用開始した。



「南自転車等駐車場」



「北自転車駐車場」



「北第2自転車駐車場」

2 新清洲駅自転車等駐車場の利用状況と駅周辺の現況

＜平成29年9月利用状況＞	利用状況		
	定数（台）	利用（台）	利用率（％）
新清洲駅南自転車等駐車場	821	714	87.0
新清洲駅北自転車駐車場（北と北第2合算）	398	361	90.7
新清洲駅合計	1,219	1,075	88.2

新清洲駅周辺は、平成28年3月に有料自転車等駐車場の供用を開始し、自転車等放置禁止区域を指定した後、右の写真（新清洲駅南側）のように新清洲駅付近を始め、周辺にはほとんど放置自転車等はない。

ルールとマナーが守られ、住みよい環境が保たれている。

